ITプレミア賠償責任保険

サイバーリスク保険

業務災害安心総合保険

北海道コンピュータ関連産業共済会

団体保険制度のご案内

2026年8月版

事業者のみなさま

自社と自社の役職員を守るための補償制度を、リーズナブルな保険料で提供できる団体保険として、3つの商品をご案内します。

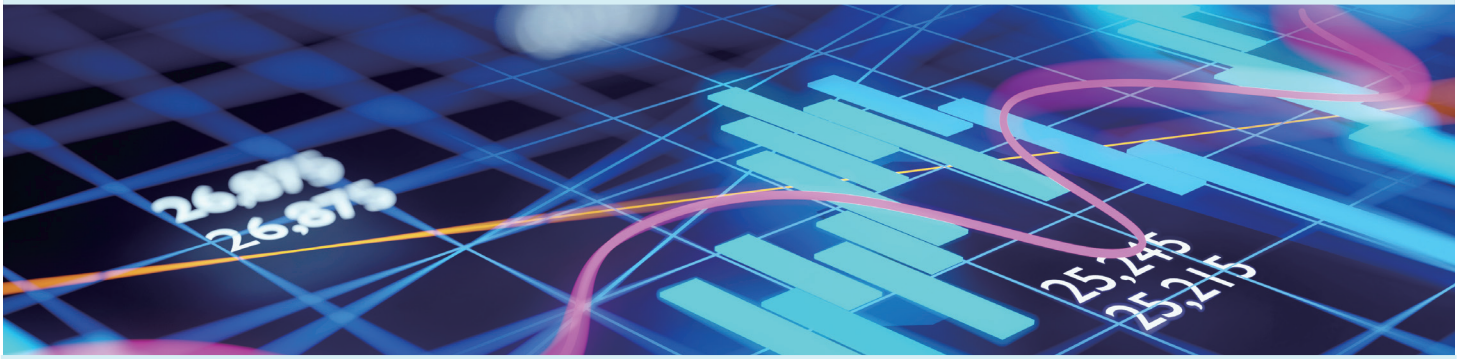

申込締切日	2026年9月30日
保険期間	2026年10月1日～2027年10月1日　1年間
中途加入手続き	毎月15日までに加入された場合、保険期間は翌月1日から2027年10月1日までとなります。
保険契約者	北海道コンピュータ関連産業共済会
加入対象者	北海道コンピュータ関連産業共済会　会員

IT プレミア
賠償責任保険

貴社が提供するハードウェア、ソフトウェア、システム、ITサービスに不手際、不具合等があったことが原因で顧客などの第三者に身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失が発生した場合に、会員企業をお守りします。

● このような事故を補償します。

ソフトウェア開発業者・ハードウェア製造業者

納入した電子部品の欠陥によりコンピュータが作動しなくなり、顧客が３日間営業不能となった。電子部品メーカーはその間の営業損失を賠償請求された。

クラウドサービス業者

クラウドサービスのサーバーが停止し顧客の営業が中止した。その間、通常のサービスを提供するためにかかった顧客側の追加残業代と、下請への追加委託代金を賠償請求された。

サイバーリスク保険

サイバー攻撃、人的ミスによるデータ滅失・改変・損壊、プログラムエラーによるシステムの誤作動、貴社のコンピュータシステムの不正使用や不正アクセス等により、発生したコンサルティング費用、被害者対応費用、PR 費用、データ復元費用や、事業中断による逸失利益を補償致します。

サイバー事故によって被る損害金額の支払いだけでなく、解決にあたって必要な弁護士、コンサルタント等の事業者をご紹介

従業員の人的ミスやプログラムエラーによる損害もお支払い

改善費用をお支払い

海外リスクも補償可能

業務災害安心
総合保険

万一の労災事故発生時に、従業員への見舞金として、入院補償・死亡補償などをご提供します。
事業者の訴訟対策として、弁護士費用や損害賠償責任も補償します。

● 労災事故が起こると…
企業は使用者として労働契約法・労働安全衛生法の義務を果たさなければなりません。
労働契約法、労働安全衛生法の義務を企業が果たせないと…

企業の義務

安全配慮義務
↓
労働災害発生
- ケガ、業務上の疾病
- 自殺
- 精神疾患　など

↓
政府労災認定

職場環境配慮義務
↓
雇用環境のトラブル発生
- 不当解雇、不当労働行為
- セクハラ、パワハラ
- 職場内差別　など

↓
和解に至らなければ

データ入力・管理・保守業者

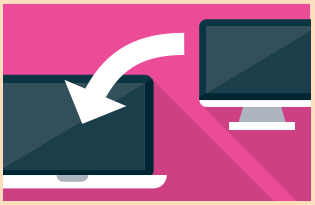

顧客から受注したデータインプット作業において、納品後に住所と氏名のズレが発覚。顧客が送付したカタログが無駄になり、郵送費などを損害賠償請求された。

納入引き渡し直後の事故にも対応

システム納入以前の事故も対応

債務不履行により契約上負った責任も補償

海外リスクも補償可能

■ お支払いする主な保険金

① 法律上及び契約上の損害賠償金（和解金を含む）
② 争訟費用（弁護士費用など、調査、解決、防御に関する費用）

■ お支払いする主な保険金

サイバー攻撃や人的ミス、プログラムエラーによるシステムの誤作動、またそれらからの影響を防止・軽減するための自主的なシステムの停止を原因として発生した下記の費用
① 法律上の損害賠償金（和解金を含みます）　② 争訟費用（弁護士費用など、調査、解決、防御に関する費用）
③ 下記事故対応費用

● 保険の対象となる主な費用

初期対応費用	被害者対応費用・賠償金	PR 費用	データ復元費用
• 事故対応コンサルタント起用費用 • フォレンジックサービス費用	• コールセンター設置費用 • 見舞金・見舞品費用 • クレジットモニタリングサービス費用 • 法律上の損害賠償金・和解金 • 争訟費用 • 届出にあたっての弁護士への相談費用	• 危機広報費用 • 被害者への通知費用 • コンサルタント起用費用	• データの復元費用 • 外部事業者の起用費用 • 外部機器レンタル費用 • 外部業者への業務委託費 • 超過人件費 • ソフトウェアのアップデートなどの改善費用

フォレンジック：事故の原因と範囲を特定するための調査のこと

クレジットモニタリング：個人情報漏洩被害者のクレジット情報が不正使用されていないか監視すること

訴訟に発展

従業員（遺族）からの損害賠償請求

↓

安全配慮義務違反

職場環境配慮義務違反

↓

賠償金支払い

● 補償制度の主な特長

ケガだけでなく、業務上の疾病まで幅広く補償します！
（脳血管疾患・虚血性心疾患などについては労災認定が必要です。）

治療費、差額ベッド代や治療を受けるための交通費などをお支払いします。
（治療諸費用補償保険金）

法人だけでなく役員個人も対象です。高額な賠償金支払い義務や弁護士費用等を補償します。
（使用者賠償責任補償）

不当解雇やハラスメントなどが原因で訴訟になった際の賠償金や弁護士費用を補償します。
（雇用慣行に関する賠償責任補償）

事故による急な出費にも対応します。
（お見舞費用・ご遺族への香典代・花代・事故原因の調査費用など）（事業主臨時費用保険金）

精神障害による休業損害を最大 180 日まで補償します。
（労災認定必要）

労災認定を待たずに保険金をお支払いします。（一部の疾病と自殺行為は労災認定が必要です。）

補償対象者の増減、入替は自動補償します。

個人情報の取扱いについて

チャブ保険は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）について、以下のとおり取り扱います。
なお、詳細については、チャブ保険ホームページ（https://www.chubb.com/jp）をご覧ください。

（1）主な利用目的について

① チャブ保険が取り扱う保険の案内、募集および販売
② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
③ 保険契約の引受審査、引受、履行および管理
④ 適正な保険金・給付金の支払
⑤ チャブ保険のグループ会社・提携先企業の商品およびサービスに関する情報の案内
⑥ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
⑦ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（国内外の再保険引受会社等に対して、氏名、生年月日、その他保険契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する情報を提供することがあります。）
⑧ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

（2）第三者への情報提供について

チャブ保険は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
① 法令に基づく場合
② チャブ保険の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
③ チャブ保険のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

事故が起こったとき

事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または下記窓口にご連絡ください。

事故受付窓口　**年中無休：24時間受付**
事故受付ダイヤル　**0120-011-313**

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。保険金をお支払いした場合は所定の期日までに補償対象者からの受領書等をご提出いただきます。

その他

- このパンフレットは「IT プレミア賠償責任保険」「サイバーリスク保険」「業務災害安心総合保険」の概要を説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店またはチャブ保険にお問い合わせください。
- ご契約に際しては、保険契約加入依頼書添付の重要事項説明書を必ずお読みください。
- 補償内容が同様の保険契約等（特約を含む）が他にあると補償の重複が生じることがあります。補償内容の相違や保険金額、必要性の有無をご確認のうえ、ご契約ください。
- 保険契約のお申込時は、保険契約加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
- 取扱代理店はチャブ保険との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約につきましては、チャブ保険と直接契約されたものとなります。
- 保険料お支払いの際は、チャブ保険所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。なお、ご契約後 1 ヵ月を経過しても加入者証が届かない場合には、チャブ保険までご照会ください。

お問い合わせ先

取扱代理店　**AI コンサルタント株式会社**
〒060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 8 丁目 4-1　TG 札幌ビル 2F
TEL 011-211-8517　FAX 011-211-8518

引受保険会社　**Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）　北海道支店**
〒060-0003 北海道札幌市中央区北 3 条西 4 丁目 1-1　日本生命札幌ビル
TEL 011-261-1501（代）　FAX 011-241-0368　www.chubb.com/jp

CHUBB®

ご連絡・見積依頼　連絡票

会員名			
ご担当者名		**連絡先（TEL）**	
ご希望商品	☐ **IT プレミア賠償責任保険**　☐ **サイバーリスク保険**　☐ **業務災害安心総合保険**		
その他ご要望等			